

日 時	令和2年2月4日(火) 午前10時00分から12時00分
場 所	埼玉会館3階 3B会議室
出席者数	10名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、飯塚委員、泉谷委員、志村委員、根岸委員、張替委員、小谷野委員、高野委員
欠席委員	徳田委員、鈴木委員、鳥居委員、中村委員
諮問事項 その他	(1)「埼玉青少年の意識と行動調査(令和3年度実施予定)」の調査方法及び調査項目について(意見交換) (2)埼玉県青少年健全育成・支援プランの目標値の変更について(報告) (3)埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(報告) (4)SNSを取り巻く現状と対策について(意見交換) (5)埼玉県の外国とつながりのある青少年に関わる現状と課題(情報提供)

1 開会

2 議事録署名委員の指名

根岸委員、張替委員

3 議事要旨

議事（１）「埼玉青少年の意識と行動調査（令和３年度実施予定）」の調査方法及び調査項目について

事務局から資料１－１から資料１－４に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（小谷野委員）

平成２８年度調査と令和３年度調査（案）を比較すると、資料１－１の平成２８年度調査では、１５歳から３０歳までの青少年１，２００人に調査をしている。令和３年度（案）では、１５歳から１９歳、２０歳から２９歳、３０～４０歳と分けている。引き続きの質問項目もあると思うので、前回と比較するために、３０歳までと３１歳から４０歳までという分け方にすることは可能なのか。

（事務局）

調査対象者を増やすことから、バランスをとるために１０歳刻みにしたが、委員の話を伺い、前回と比較できるようにするためにも３０歳までと３１歳から４０歳までにすることを検討したい。

（東会長）

資料１－２にある「青少年の働きたい職場」についての説明の中で、昭和４１年以降、同じ質問をしているとのことである。資料１－３に質問項目があるが、５０年間続けている項目とそうでないものがあるのではないのか。

今後、精査していく中で、どれが経年でやっている項目なのか、また、どれが最近の項目なのかを色付けすると審議しやすい。分かる範囲で構わないが、５０年間続けている項目はどれなのか。

（事務局）

全く同じというものではないが、家庭や家族に関すること、将来に関する

ること、非行関係については継続して調査している。一方でインターネット関係は新しい質問項目である。

項目については整理をして、改めて用意させていただく。

(志村委員)

インターネットによる回答も受け付けるとのことだが、どのような手続きをとるのか。フォーム等を作成するのか。

(事務局)

手続き面について具体的なことは検討段階だが、例えば男女共同参画に関する意識・実態調査の調査方法は、郵送又はインターネットによる回答ということだった。同様の方法が実施できれば、回収率の向上につながるのではないかと考えている。

なお、前回の有効回収率は、10歳から14歳までの青少年が60.3%、15歳から30歳までの青少年が48.5%、その保護者は62.5%であった。訪問回収から郵送又はインターネット回収に変更することで回収率は下がることが推測されるが、調査母数を増やすことでカバーできるのではないかと考えている。

(東会長)

男女共同参画の調査は、具体的にどのような方法をとったのか。

(事務局)

対象者は、住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法で、5,000人に絞り込み、アンケート票を郵送配布し、郵送又はインターネットによる回収を行った。有効回収率は38.2%で、実施年度は平成30年度である。調査対象者は満18歳以上の男女であった。

(秋谷委員)

類似の調査はあるのか。

(事務局)

福祉部少子政策課において、子供の貧困関係の調査や少子化対策に関する県民の意識調査を実施している。また、教育の関係では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」といったものもある。

(小谷野委員)

対象者の年齢が10歳ということだが、10歳の子供がインターネットによる回答は可能なのか。

(事務局)

小さなお子さんの場合は親御さんと一緒に回答するケースも出てくると思う。そのため、回答方法については、郵送又はインターネットによる方法を選択できる形をとる予定である。

(東会長)

インターネットによる回収方法について議論が出ているが、何かアイデアはないか。志村委員に伺いたい。

(志村委員)

膨大な質問項目があるため、フォームによるものがよいのではないか。集計もやってくれるし、入力する側もワード等をダウンロードするような手間が省ける。

(東会長)

自治体で実施している小学生対象の調査で、QRコードを配布し、スマートフォンをかざすだけで、簡単に回答することができる方法をとっている例もある。

郵送時にQRコードをいれて、スマートフォンを利用できる形をとることで、若い世代の回答率はあがるかもしれない。

いずれにしても様々な方法があるので検討する必要があると思う。

(泉谷委員)

我々も、経済産業省などから来るアンケート調査に回答するが、IDがふられており、そのID入力の段階から間違えると、最初からやる気がなくなるということがある。最初の段階が簡単でないと、回答率は下がってしまうだろう。

(秋谷委員)

少子政策課の調査では、どのような質問が出ているか分からないので、その辺りも情報提供してもらった上で検討したい。

(事務局)

資料1－4にある子育てに関する質問については、少子政策課の調査でも出てくる項目である。他の調査で重複する項目については省くことを考えている。

これについては、資料を整理して、改めて用意させていただく。

(東会長)

こういう調査は色々なところで実施しているので、委員の方で御存知のものがあれば情報提供いただきたいと思う。

(事務局)

会長の御発言のとおり様々な調査があり、重複する部分があることは承知している。そのようなことも踏まえて、各委員の専門的な立場から自由な御意見をいただき、その内容を参考に今回の調査に盛り込みたいと考えている。

(東会長)

先ほど説明があった少子政策課が実施した調査は、子供の貧困関係の調査なのか。

(事務局)

少子化対策に関する県民意識調査というもので、平成27年度に実施したものである。

(東会長)

調査対象が限定的な可能性もある。全県対象となっはいるが、実態は協力してもらえる自治体に配布して、実施している例もある。一方で、青少年課の調査は無作為に抽出をしているので、全県の平均が分かる。同じような質問項目でも、調査対象者の括り方によっては地域や市町村によって結果が異なることもある。他で調査しているからといって、必ずしも調査しなくてよいということではないと思う。

(事務局)

調査対象については、全県から抽出して実施する予定である。

(泉谷委員)

外国人は調査対象外なのか。

(事務局)

住民基本台帳に基づいた無作為抽出のため、住民基本台帳に登録があれば調査対象となるが、外国人登録は対象としていない。

(泉谷委員)

内閣府の調査を見ると、「親を尊敬しているか」「見本になっているか」等の質問において、若者の回答に関しては国際的な違いが見られる。

今回の調査は日本人が多く対象となるが、今後、外国人が占める人口の割合が増加すると見込まれるため、配慮が必要となってくると思う。

(高野委員)

アンケートでいうとその他に属するものではあるが、衛生面や自分の健康管理についても盛り込んだ方がよいのではないだろうか。

(事務局)

健康というのは身体的な面だけではなく、貧困など家庭の状況に関わってくる重要なテーマであるため、検討したい。

(張替委員)

平成28年度の調査用紙において、10歳から14歳までについては、回答した個人が特定されない旨が記載されている。一方で、15歳から30歳及びその保護者についてはその記載がないため、全年齢に記載した方が回答者が安心できるのではないか。

(事務局)

今回の調査においては、記載するように徹底する。

(東会長)

資料1-4のP. 10の「悩み事などについて」という項目が気になった。「人の命を奪いたくなる気持ちがわかる」や「覚せい剤、危険ドラッグを使ったことがある」等の直接的な質問には、通常は答えないと思う。これは50年前からある項目なのか。

(事務局)

青少年が関わる事件を受けて追加した項目や、非行の経験を問う項目については以前からあった。問い方については検討する。

(東会長)

回答が「ある」または「ない」であると、尋問されているようである。表現について工夫の余地があると思う。

(磯田委員)

資料1-4のP. 6の将来の職業について問う項目について、様々な選択肢があるが、自由記述にすることは難しいのか。職業の選択を制限されているように感じる。

(事務局)

志村委員に伺いたいのだが、最近の子供たちに人気のある職業となるとY o u T u b e r等があがってくるのか。

(志村委員)

小学6年生のクラスにおいて1人、2人くらいは選んでいる。

(事務局)

職業も多様化している。昔のままの項目ではなじまないものもあるため項目の変更を考える必要がある。また、集計等が難しくなると思うが自由記述も視野に入れて検討していきたい。

(東会長)

40歳までを対象とした調査にするならば、「就職したくない」以外に「就職したいができない」という回答も含めた方がよい。年齢に合わせて項目の内容を変更するなど現実的な配慮が必要である。

(根岸委員)

40歳手前で引きこもりのような状況にある人もいる。
資料1-1にあるとおり30歳～40歳までの青少年を調査対象とする案について賛成である。

(志村委員)

資料1-4の問26についてだが、最近の子供たちはSNSで友人とつながっているので、SNSについては「8 インターネットを見る」と別にして、追加するほうが良いと思う。

(事務局)

インターネットで括らないでSNSという項目もあったほうがよいということか。

(志村委員)

子供たちにとって「インターネットを見る」とY o u T u b e等を見るといったことになる。SNSという言葉を入れることでL I N EやT w i t t e r等のことだと理解できると思う。

(東会長)

問31について、子供の感覚としてインターネットとL I N E等のSNSは違う感覚なのか。

(志村委員)

子供たちにとって「インターネットを見る」と感覚は違う。
「インターネットで知り会う」ということについては子供たちもリテラシーの勉強をしているので感覚は同じであると思う。

(小谷野委員)

人権擁護委員をやっているが、20、30歳の方で不登校から引きこもりになり、それによりトラブルになって相談に来る場合もある。一方で、中学校を卒業すると外に出ることになるので、それがきっかけとなることもある。

15歳までは学校の介入があるが、卒業すると手が離れてしまう。この部分を充実させることは、今後の社会的に大きな問題を防ぐためにも重要ではないかと考えている。

(泉谷委員)

ゲームという単語についてだが、最近だとゲームセンターのゲーム、スマートフォンのゲーム、家庭用のゲームの3種類がある。ゲームについての質問をする場合には、これらを区別する必要がある。

(東会長)

色々なところで調査を実施しているので、国や他の都道府県の調査も参考にするとよい。また、経年で比較するには、同じ項目の方が比較しやすいため、そのあたりも加味して検討する必要がある。

資料1－5によると、来年6月に第2回意見交換があり、ここで大枠を決め、さらに9月の意見交換で確定するという流れになっている。

本日の意見を踏まえて事務局にて案を作成し、来年度の審議会にて議論を深めていくことでよろしいか。

(全委員)

意義なし。

議事（2）埼玉県青少年健全育成・支援プランの目標値の変更について

事務局から資料2に基づき報告を行った。

議事（3）埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

事務局から資料3に基づき報告を行った。

議事（4）SNSを取り巻く現状と対策について

事務局から資料4に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(泉谷委員)

フィルタリングを利用していない最大の理由は何か。

(事務局)

幼い子供の場合は、親のスマートフォン等を使っていることがある。また、フィルタリングをかけるとLINE等のSNSが使えなくなってしまうこともあり外してしまうという事例がある。

最近では、カスタマイズができるようになってきていると伺っている。

(志村委員)

フィルタリングについては、携帯販売事業者大手3社において小学生向け、中学生向け、高校生向けと分けており、非常に便利である。また、S

NSが使えない設定になってはいるが、アプリごとに解除ができる。しかし、親御さんがそれを知らずにフィルタリング自体を解除してしまい、見放題の状況になってしまっている。

(事務局)

幼いうちは親御さんのスマートフォンを使っているのですが、色々なアプリを使っているが、自分のスマートフォンを買った途端、フィルタリングによってアプリが使えなくなってしまって、解除してしまうといった事例もある。

(泉谷委員)

県条例にはあるが、法律としてはないのか。

(事務局)

法律によって親の同意があった場合には、フィルタリングを解除できることが定められている。

(東会長)

資料には、様々な調査を引用掲載している。警察庁のものは実際あった事柄をベースにしているようだが、県教委と県警の資料についてはアンケート調査の結果のように受け取れる。例えば、「SNSの利用状況」は県警の調査から作成しているが、誰を対象とした調査なのかわかるのか。

(事務局)

県警の調査については、県内の中学校17校及び高校8校を対象に、中高生約1万人の回答を示したものである。また、県教委の調査については、県内の小・中・高校生の約3万7,000人を対象としている。

(東会長)

約3万7,000人というのは無作為抽出なのか。

(事務局)

小学校6年生、中学2年生、高校2年生からクラスを抽出している。
児童生徒数については小学生が約2万人、中学生が1万1千人、高校生が5,000人である。

(東会長)

県警の調査についても無作為で学校単位で実施しているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりである。

(東会長)

その他、質問等はあるか。

最後に志村委員から意見等をいただければと思う。

(志村委員)

年間十数校、団体も含めてインターネットの危険性や保護者の役割等を啓発する講座を実施している。

保護者に対して、子供たちのスマホ等の使い方について話をすると、「そのような使い方をしているなんて知らなかった。」などの驚きの声があがる。

また、子供たちはスマホ等の使い方について分かっている子もいれば、全く分からないで使っている子もいるなど様々である。どなたも驚きをもって聞いてくれるので、非常に有用な活動だと感じている。

(東会長)

それでは、議事4については、委員からいただいた意見を踏まえて、事務局には今後の取組を検討してもらいたい。

(事務局)

承知した。

議事（5）埼玉県外国とつながりのある青少年に関わる現状と課題について

磯田委員から埼玉県外国とつながりのある青少年に関わる現状と課題について情報提供があり、委員から以下のとおり質疑等があった。

(飯塚委員)

関東と関西では、人の受け入れについて風土的なものなど何か違いがあるのか。

(磯田委員)

関西には外国人の比率が高い地域があり、教育委員会が基本方針を策定し、それに従い取組を実施している。

(事務局)

住民登録はしているが学校に在籍していない子供への支援やつながりが切れている部分について、何らかの活動をしているNPO等はあるのか。

(磯田委員)

いくつかの市では、高校進学等のガイダンスにおいて、そのような状況にある子供たちを呼んで、例えば日本語が不自由な子には進路指導などを行っているボランティア団体を紹介している。

(張替委員)

外国人の子供だけでなく、親の都合で海外に行っている日本人の子供のためにも多様な学びの場があれば、様々な人々の役に立つのではないかと感じた。

(磯田委員)

同じ境遇にある子供たちを集めて、他の自治体でやっているように集中的に教育や進路指導等を実施していけば、少しは改善されるのではないかと思う。

(東会長)

本日は、非常に重要な問題について情報提供をいただいた。
最後に意見等はあるか。

(志村委員)

外国人の子がいじめられているというのを見て、その地域の方に話を聞いた。大人は文化の違いで責めることがあると思うが、それについては資料の最終のページにあるとおり外国人へのまなざしを変えていく必要性があると思う。

(東会長)

現在、約17万人の外国人が埼玉県にいるということである。今後も増

えていくことが想定されるため、磯田委員から提案された内容は重要な課題である。この報告を踏まえ、今後、県として何ができるのか検討してもらいたい。

以上